

源泉所得税の年末調整事務相談会の開催について

給与所得者の年末調整事務について、下記のとおり相談会を開催することになりました。

つきましては、令和4年分給与所得源泉徴収簿にご自身であらかじめご記入できる欄（給与所得者の名前・住所、支払日、支払金額など）についてはご記入の上、ご来会くださいようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、完全予約制となっておりますので、必ず電話予約（042-551-2927）の上ご来会をお願い致します。

開催日	令和5年1月13日(金)、17日(火)、18日(水)
時間	10時00分～16時00分（12時～13時は除く）
開催場所	福生市商工会 福生市本町92-5 扶桑会館

※納期の特例の承認を受けている場合の納期限は1月20日(金)です。

※納付額が発生する場合、金融機関の営業時間内にお支払いできるよう早めにご来会くださいますようお願いいたします。

※源泉所得税及び復興特別所得税がゼロ円でも税務署に源泉所得税納付書の提出、従業員の住まいのある市役所等に給与支払報告書の提出が必要です。

□次の資料及び証明書等を必ずご用意ください。

- ①所得税源泉徴収簿（令和4年分）
- ②扶養控除等（異動）申告書（令和4年分）
- ③保険料控除申告書（令和4年分）（該当者）
- ④基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書（令和4年分）
- ⑤国民年金保険料控除証明書（該当者）
- ⑥生命保険等控除証明書、地震保険等控除証明書（該当者）
- ⑦国民健康保険の支払金額（該当者）（※事前に市役所等でご確認ください）
- ⑧小規模企業共済等掛金支払額証明書（該当者）
- ⑨住宅取得等特別控除申告書に関連する書類（該当者）
- ⑩前年分(令和3年分)年末調整関係書類
- ⑪その他年末調整関係書類
- ⑫源泉徴収税の納付書（税務署から送付される年末調整の封書の中に同封）
- ⑬印鑑

【ご予約・お問合せ】 福生市商工会 ☎551-2927（担当：川浦）

裏面もございます

【福生市商工会からのお願い】

- ・扶養控除等異動申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載を行わないでご持参を頂きますようお願い致します。既に記載がある場合は、原本をコピーし、マイナンバー（個人番号）の記載部分を完全に塗りつぶすなどして、個人番号を完全に閲覧できない状態でご持参ください。
- ・給与支払報告書（税務署・市町村役場）の個人番号欄は記載しない状態でご持参ください。作成支援後に、商工会事務所とは別の場所で事業主様が記載し、ご提出（税務署・市町村役場）をお願いいたします。

***当会では、マイナンバー(個人番号)を取扱いたしません。**

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染防止のため、相談にお越しの際には、次の点にご協力をよろしくお願い致します。

※**完全予約制**とさせていただきますので、ご相談を希望される方は、商工会に必ず事前予約をお願い致します。（電話：042-551-2927）

※予約なしで来所された場合は、相談をお断りする場合があります。

※来所時に①マスクの着用、②手指消毒、③検温にご協力をお願い致します。

※発熱があるなど体調がすぐれない場合は、ご来場をご遠慮ください。

【福生市商工会からのお知らせ】

事業所得者の所得税・消費税確定申告相談会について

令和4年分（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の事業所得者等の所得税確定申告は、令和5年2月16日から3月15日まで、個人事業主の消費税確定申告は令和5年2月16日から3月31日までとなっております。

福生市商工会では、新型コロナ感染拡大防止をはかりつつ、例年どおり「事業所得者の所得税・消費税確定申告相談会」を**完全予約制**にて開催いたします。なお、詳細につきましては、後日あらためてご通知させていただきます。